

平成 27 年度島根県との意見交換会（8 月 31 日）提案議題

1 公共事業予算の継続的・安定的な確保・拡大について

国の平成 27 年度公共事業予算は、社会インフラの整備や防災・減災対策などを促進するため、当初予算ベースで前年度とほぼ同額が確保され、減少傾向に歯止めがかかったところでもあります。

県内の社会インフラの整備状況は、山陰道の 2020 年度の完成、大橋川改修の早期完成、直轄事業に関連する道路整備や松江市内、出雲市内の内水対策をはじめ、治水・土砂対策や耐震化対策など、安全で安心できる活力ある県土を構築するためには、まだまだ社会資本の整備が必要であります。

加えて、災害に備えた防災・減災対策や、高度成長期に建設され老朽化したトンネルや橋梁等のメンテナンス工事の需要が急増することが予想されます。地方の建設産業は、地域経済の下支えや雇用の面からも重要な役割を果たしており、若者を一人前に育てるには 5 年～8 年位の長い期間が必要であることから、将来の設備投資や新規雇用等の経営戦略が可能となるよう、必要な公共事業予算の継続的・安定的な確保・拡大をお願いいたします。

島根県では、県民の安全・安心の確保や地方の創生を図るため、高速道路をはじめ、社会資本の整備を計画的に進める必要があります。

また、公共施設の長寿命化対策や維持管理費は今以上に必要となり、大幅に増加することも懸念されます。

島根県においては、今後も中長期的に公共事業費を確保することが必要であり、国に対して、必要な予算を十分に確保し、地方に重点配分することを要望してまいります。

2 工事ごとに適正な利潤を確保する仕組みづくりについて

県におかれましては、4 月より国に先がけて低入札調査基準価格の引き上げや国の改正案件である設計労務単価及び一般管理費の率の引き上げなどについても、即時対応していただき感謝申し上げます。

中長期的な担い手確保と適正な利潤の確保を目的とする「担い手 3 法」には、大いに期待しているところであります。

法の理念が全ての市町村及び現場担当レベルまで浸透し、工事ごとに適正な利潤を確保できるよう、基幹産業として地域を支え、危機管理産業として地域を守っていけるよう、下記の項目について要望いたします。

記

・休日等を考慮した適切な工期の設定及び債務負担を活用した施工時期の平準化についての県における取組状況について、また、4月～6月における執行状況と現在までの執行状況にご教示をお願いいたします。

(適切な工期の設定について)

工期については、準備期間や後片付け期間、工事の規模などを考慮し設定しており、これは4週8休（週休2日制）や降雨による不稼働日を見込んで算定しています。実態を精査し検討していきます。

(債務負担を活用した施工時期の平準化についての取組状況について)

現在、繰越により年度当初に工事が行われているが、今後は、債務負担行為を積極的に活用し、年度当初の工事量を確保するなど、発注・施工時期等の平準化に努めます。

(執行状況について)

・執行状況（H27.7月末時点）については、以下のとおりです。

（単位：百万円）

予 算 区 分	工 事 費	執 行 額	執 行 率
平成27年度繰越	22,765	(13,804) 17,244	75.7%
平成27年度当初	47,167	(14,399) 18,041	38.3%

（委託料、用地補償費を含み、事務費を除く）

く)

※ 「( ) 書き」は、「工事請負費」(内数)

※ 工事費＝割当額 ・ 執行額＝契約額

・ 県内市町村の歩切りの実態についてご教示をお願いいたします。

- ・ H27. 1. 1時点の調査で、「歩切り（設計書金額から減額して予定価格を設定（「端数調整」を除く。）」を実施していた市町村は3団体。
- ・ H27. 7. 1時点の調査で「歩切り」を実施していた市町村は1団体。  
（当該団体は、現時点では「歩切りの廃止」について、確認済み）

・ 低入札を繰り返す企業へのペナルティの導入について

- ・ 調査基準価格未満での応札件数は、平成21年度の63件をピークに減少し、平成26年度では2件（一般建築・機械設備 各1件）。
- ・ また、調査基準価格及び最低制限価格付近での応札に対しては、適正利潤の確保の観点から、平成27年4月より調査基準価格及び最低制限価格の算定式の見直しを行いました。
- ・ 上記の状況から、現段階でのペナルティの導入は考えておりません。

### 3 公共事業の円滑な執行について（土木委員会提案議題）

適正な予定価格で適正な工期で適切な設計変更で円滑に工事を完成することが適正な利潤に繋がってきます。

県では、公共事業の円滑な執行のため、平成 24 年度より設計不備に関する対策について、行政、協会の土木委員、設計コンサル関係者をメンバーとする会議で検討するなど、その対応には感謝申し上げます。

さて、今後はインフラの老朽化対策などの維持修繕工事が増大してきます。

地元の実情を熟知しているのは地域の建設業であり、地元建設業が受注できるよう、橋梁やトンネルなどの重要構造物の補修・修繕する高度な技術力を要する事業については、技術講習会等を開催するなど、専門技術者を育成するような施策の推進をお願いいたします。

また、維持修繕工事は、施工歩掛が厳しく、利益もでないし、工事成績評定点も低くなることから敬遠されがちであります。

つきましては、維持修繕系の歩掛や工事成績評定の基準を見直していただきますようお願いいたします。

#### 老朽化対策の技術講習会等について

○構造物の補修・修繕に関する講習会について、昨年度は「PC 橋等の維持管理に関する研修会」をはじめ、3 回開催したところですが、今年度はコンクリート橋、法面、鋼橋、舗装等の維持管理に関する技術講習会を 5 回開催することとしています。

来年度以降も、トンネルの補修・修繕に関する講習会をはじめ、各種構造物の維持管理に関する講習会を開催する予定であり、また、道路メンテナンス会議等を通じ国交省とも連携して実地の講習会の開催など、必要な施策を検討していきます。

(参考)

昨年度の研修実績

1. 建技センター：H26.4.25 第 1 回土木技術講習会 高速道路の維持管理に学ぶ  
出席者 85 名 内協会員 31 名
2. 建技センター：H26.6.19 第 5 回土木技術講習会 河川の維持管理  
出席者 108 名 内協会員 45 名
3. 技術管理課：H26.12.5 「平成 26 年度 PC 橋等の維持管理に関する研修会」

出雲合同庁舎で開催 出席者 102 名 内協会員 35 名

#### 維持修繕系の歩掛の見直しについて

維持修繕系の施工歩掛についても、国土交通省の基準を準拠しています。昨年度の積算基準改定において、3 工種（断面補修工、ひび割れ補修工、表面被覆工）の橋梁補修用歩掛を新設しました。また、3 工種（堤防除草工、道路除草工、切削オーバーレイ工）の維持修繕用の歩掛を見直しました。

今年度の10月1日の改定においては、2 工種（道路打替え工、欠損部補修工）の歩掛を見直すこととしています。

積算基準にある適用範囲から外れるものや施工歩掛がないものについては、見積により歩掛を決定しています。

#### 維持修繕系の工事成績評定の基準の見直し

○平成 26 年度の実績では、評定対象としている維持修繕工事について、土木関係の全工事（建築関係を除く）の平均点との差はありません。

○従って、現時点では基準の見直しは考えていません。

○なお、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」には、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進めると記載されています。

#### 4 建築事業における市町村への支援について（建築委員会提案議題）

県内市町村において実施される庁舎、病院、学校及び福祉関連施設等の建設工事については、入札不調・不落の事案が数多く発生しており、建築委員会においても市町村への指導をお願いしてほしいとの意見があります。

県におかれましては、円滑に事業を執行するために、今年度より県庁営繕課内に相談窓口を設置されたと伺っており、感謝申し上げます。

つきましては、取り組み状況の現状と今後の方向性等について、ご教示をお願いいたします。

市町村の公共建築工事の執行に対しては、これまでも営繕単価の提供をはじめ様々な支援を行ってきました。

一方、市町村の建築工事における入札の不調・不落の発生状況等を踏まえ、かねてより建築関係団体や市町村から県に対して、より一層の市町村への指導・助言の実施の要望を受けています。

そこで、県としては、市町村の公共建築工事の執行の円滑化及び適正化を図るために、今年度から、相談窓口の設置など支援業務を強化することにしました。先般、市町村にこの旨を周知し、各種要望の把握に努めるなど、積極的に対応しているところです。

さらに、県からの協力要請に応じて、一般財団法人島根県建築住宅センターにおいて、設計内容の照査など、より具体的な補助業務を実施されることとなりました。これについては、センターからの要請により、業務に必要な資料の提供や技術的な助言等を行っていきます。

〔一支援業務は、以下のとおり〕

今後、各市町村の意向を踏まえ、建築住宅センターとも連携し、いろいろと模索しながらより実効性のある支援の実施に努めていきます。

##### (1) 県が実施する支援業務

総務部営繕課（公営住宅については、一部を土木部建築住宅課で実施）において、依頼のあった市町村に対して以下の支援を実施。

###### ① 公共建築工事相談窓口の設置

入札手続き、設計及び工事監理等に関する事項について、相談に応じ、助言を行う。

###### ② 技術基準等の提供

県で作成した営繕工事設計標準単価や各種技術基準等を提供する。

③ 研修業務

建築工事を担当する職員の技術力向上のための研修・説明会等を開催する。

④ 島根県建築住宅センターへの技術資料の提供及び助言

島根県建築住宅センターに対して、市町村技術支援業務の実施に必要な技術資料の提供及び適正な実施のための助言等を行う。

(2) 島根県建築住宅センターが実施する支援業務

市町村の依頼に基づき、県と連携のもと、具体の工事ごとに以下の支援業務を市町村から受託。

① 設計業務受託者の設計成果に対する審査の補助（設計内容の照査）

② 市町村職員が行う次の業務等に係る補助

- ・ 建築計画策定、予算設計
- ・ 設計委託や工事の発注事務
- ・ 設計業務受託者や工事監理受託者への指導・監督
- ・ 設計成果品の検査、検収

(3) 市町村への通知

上記の(1)、(2)の支援の実施を平成27年7月15日付けで各市町村長あて通知

## 5 担い手確保・育成のための戦略的広報の支援について（労働委員会提案議題）

全国的に若手技術者・技能者の確保・育成が喫緊の課題となっており、県におかれましては、昨年、県職員と業界の若手をメンバーとする「建設産業魅力発信等研究会」を立ち上げ、8月末の中間とりまとめにおいて様々な魅力発信のための様々な提言があったところであり、協会においても、その提言に基づき、協会ホームページやフェイスブックの更なる充実や専門誌や一般紙等のマスコミ媒体により、県民に分かりやすく伝えるなど、イメージアップのために取り組んでいるところであります。

東北大震災や昨年の関東地方の大雪での道路啓開やライフラインの迅速な復旧等、自らが被災したにも拘らず、地域のために使命感を持って活動する地元建設産業の様子は、マスコミにもあまり取り上げられず、国民に正しく理解されてはいません。

きつい、きたない、危険、給料が安い、休日がない等の悪いイメージの払拭を図り、若者に夢と希望を与えられる魅力ある産業となり、若者が胸を張って入職してくれる建設産業となるためには、効果的な施策を粘り強く展開していくことが必要であります。

つきましては、建設産業の魅力アップのための戦略的な広報のあり方などについて、引き続き、ご支援・ご指導をお願いいたします。

### 【建設産業対策室】

島根県では、行政と業界の若手職員で構成した「建設産業魅力発信等研究会」の提言を踏まえ、若年者の入職・定着の促進に向けた様々な取組を業界団体等と連携して実施しています。建設産業の魅力アップに向けた戦略的広報のあり方については、今後も国や関係機関・団体と連携して進めて参ります。

記

#### 1. 魅力発信・イメージアップ対策

(1) Facebook ページ『ご縁の国しまねの建設』の運営

・建設産業の役割やそこに働く人々の魅力を映像とコメントで継続的に発信

(2) 県広報媒体を活用した情報発信

・県広報誌、新聞、テレビ等の各種広報媒体を活用し、建設現場で活躍する若者や女性のインタビューを通して建設業の役割と魅力を発信

(3) その他

- ・建設産業プロモーションビデオ『ご縁の国しまねの建設』の制作・公開
- ・建設業イメージアップ漫画『島根で働きたい！建設編』の制作・公開
- ・「建設産業イメージアップ女子会」への参加協力
- ・『建設産業イメージアップカレンダー』の制作・配布【女子会と連携】
- ・「学校支援企業等登録制度」の創設【社会教育課と連携】
- ・「しまねいきいき雇用大賞」の創設【雇用政策課と連携】

2. 人材確保・育成対策

(1) 建設業合同企業説明会の開催【県建設業協会に委託】

- ・松江、浜田、東京の3会場で建設業合同企業説明会を開催
- ・企業ガイドブック配布、プロモーションビデオ放映、個別ブース相談

(2) 若年技術者資格取得支援講習会の実施【県建設業協会に委託】

- ・出雲、浜田の2会場で若年者を対象にした技術資格取得講習会を開催

(3) 建設産業経営革新促進事業

- ・経営基盤強化や雇用創出に繋がる建設業の新分野進出等の取組を支援

(4) その他

- ・建設業人材確保セミナーの開催【島根労働局と連携】
- ・「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働事業への参画【女子会と連携】
- ・地域連携ネットワーク構築支援事業への参画【島根県建設業協会と連携】
- ・建設業雇用管理改善促進事業への参画【島根労働局と連携】

各地区の課題・要望

松江地区協会

各地区の課題・要望 1
女性技術者の登用を促すための対策について
提案理由
<p>国土交通省中国地方整備局においては、昨年度「女性技術者の登用を促すため、女性技術者を配置することを競争参加資格要件とする試行工事」を1件発注されました。</p> <p>若手技術者の新規雇用対策と同様に島根県における建設業の担い手確保対策、産業構造が脆弱な島根県における女性の働く場の提供として、今後「女性技術者対策」は、雇用確保の上でも有効な手段ではないかと思われます。</p> <p>建設業界でも女子会の発足、活動支援など僅かずつではありますが、建設業に係る女性への支援等を展開して環境整備を行なっているところです。</p> <p>島根県におかれましても、女性の建設業への入職、定着、就労継続などの視点で、女性技術者登用の施策をご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>改正品確法における「担い手の中長期的な育成・確保」のためには、女性の建設業への入職が重要であると考えている。</p> <p>女性技術者の配置を競争参加資格要件とすることは、現時点での状況(人数、在籍会社数)では困難です。</p>

## 各地区の課題・要望

安来地区協会

各地区の課題・要望 2
工事書類の簡素化について
提案理由
<p>公共工事の現場において、工事を施工し完成させるまでには、受発注者間の様々な打ち合わせや契約変更への対応、検査の準備、成果品の納品など、多くの工事書類を作成する必要があります。</p> <p>こうした書類の作成業務も工事を適正に施工していく上で重要ですが、多大な労力と時間を要して、結果として現場における施工や現場管理に影響が出ることは避けられなければなりません。</p> <p>しかしながら、多くの会員からは依然として工事書類の作成等に当たっての意見や改善の要望が上がっており、現場担当者は書類作成に対して相当苦勞をしているというのが現状です。</p> <p>例えば、発注者側の判断により口頭によるコミュニケーションのみで双方が確実に確認し合えるような簡易的或いは単純な事項については、受発注者間の指示、命令や責任の所在等を明確した上で省略をして頂きたい。</p> <p>また、概ね全てのやり取りを書面化するという考え方について、あくまでも公共工事における工事目的物の品質確保・生産性の向上を目的とし、現場における業務効率化の取り組みの一環及び現場の負担軽減という観点から、併せてご配慮いただきたい。</p>

**【回答】**

工事書類は、契約約款、共通仕様書等に基づき、工事の品質確保や安全対策等のために、必要なものを作成することとしています。(国・自治体共通)

受発注者間で交わされる指示、協議、報告等の手続きは、共通仕様書により書面で行うことと定めており、齟齬の防止や適切な設計変更のために必要と考えます。

なお、必要と定めている工事書類を省略することはできませんが、その内容については簡素化できる場合も考えられますので、監督職員との協議をお願いします。併せて、発注事務所との意見交換会等を積極的に実施していただき受発注者間の情報共有をお願いします。

また、工事書類に関する改善意見等、具体的提案がございましたら、技術管理課へ協議ください。

## 各地区の課題・要望

雲南地区協会

各地区の課題・要望 3
積雪地域における除雪業者(建設業)の確保・支援について
提案理由
<p>雲南地域は管内が積雪地帯であり、管内路線に地元建設業者を配置して県管理道路及び市町管理道路の除雪業務を行っています。</p> <p>住民の生活を確保するため早朝からの除雪作業は、欠くことのできない業務であり使命感と責任感を持って従事しているところですが、近年、公共事業の減少から建設業者の倒産、廃業等により1社当たりの除雪契約範囲が拡大しています。</p> <p>建設業者が直面している問題として除雪機械の操作及び維持管理があります。除雪業務を継続的に行うためには、その特殊性から若手従業員へのオペレーターの教育が必要であります。事業の減少により従業員の新規採用もできなくオペレーターの高齢化が進むなか除雪業務ができなくなるのが現状です。また、除雪機械についても維持管理・経営面から売却するところも、今後更にでてきます。</p> <p>今後ますます高齢化が進む中山間地において、冬季間の住民生活を守ることは重要課題であります。除雪はもちろんのこと災害時の対応にしても地元建設業者の果たす役割は非常に大きいものがあります。</p> <p>しかし、公共工事が減少するなか、現状の工事発注状況が続けば工事を受注できない業者も多くなり、経営上の問題から機械の売却・倒産・廃業等による業者数の減少は避けられない問題です。そしてその影響は、当地域において直接除雪業務にも支障がでてくることは避けられません。</p> <p>除雪体制のあり方をどうするのか、除雪業者をいかにして確保するのか、官民が同じ課題に向け互いに協議し検討する場が必要であります。</p> <p>また、特にインフラ整備が遅れている中山間地域では、公共工事の推進による建設業者の確保、新規除雪機械オペレーターの養成・除雪機械の維持管理など、除雪業者に対する支援策を是非とも検討していただきたい。</p>

**【回答】**

例年除雪業務に尽力いただき、ありがとうございます。

除雪業務については、これまでも積算の見直しによる除雪費の適正化や、県有除雪機械の増強による除雪機械の確保、除雪機械の運転講習会の開催などを行ってきました。

これからも、県有除雪機械の拡充など、従前の取り組みを進めるとともに、各地区で開催される除雪会議を利用するなどして、ご意見を伺いながら可能な支援策を検討してまいります。

## 各地区の課題・要望

仁多地区協会

各地区の課題・要望 4
客土・暗渠排水工事の発注時期等について
提案理由
<p>客土・暗渠排水工事は、稲刈り後に施工し、次年度には作付け出来るように工期設定がなされていますが、施工業者の希望といたしましては、4月から9月頃までの工期設定を希望します。</p> <p>理由としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①施工が降雪時期になると経費が嵩む。 (積雪時には施工が不可能となり除雪のコストがかかる)</li><li>②積雪により土に水分が多く含まれるため、品質の確保が難しくなる。</li></ul> <p>などが挙げられます。</p> <p><b>【回答】</b> 農村整備課の回答をお伝えします。 客土・暗渠排水工事については、受益者の意向を踏まえ、営農に支障を来さぬよう工事を実施しているところです。 県としても、積雪による工事への影響は認識しており、早期発注に努めているところですが、受益者と協議調整のうえ、作付計画を反映させた夏時期の一部工事の実施など、工事発注時期及び工事規模を検討いたします。</p>

## 各地区の課題・要望

出雲地区協会

各地区の課題・要望 5
橋梁修繕工事における調査費用について
提案理由
<p>昨今、インフラの長寿命化が叫ばれており、島根県においても維持管理工事が増加している背景があります。</p> <p>橋梁修繕工事の事前調査は、調査箇所の清掃(洗浄・サンダー掛け等)、ひび割れ箇所のスケッチ(ひび割れ位置・ひび割れ幅・ひび割れ長さ)、スケッチ後の図面作成、数量計算書の作成があり、かなりの日数と労力が必要となるため、大幅に変更増になった場合は調査費用を変更対象としていただきたい。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>橋梁の修繕工事発注にあたっては、特殊な事情がある場合を除き、事前に詳細調査を実施して設計図書を作成しています。したがって、受注後に設計図書を照査した際、大幅に現地と異なる場合は発注者、設計者、施工者により対応を協議することになります。</p> <p>県としては、調査報告納品時の照査の徹底を図るとともに、特別の事情があり工事に合わせて詳細調査を実施するものは、条件明示によりかかる費用を計上する旨記載するよう周知徹底いたします。</p>

## 各地区の課題・要望

大田地区協会

各地区の課題・要望 6
工事設計図書における設計不備等への対応について
提案理由
<p>建設工事においては、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負っています。しかし、設計図書が十分な内容を持ったものとなっていなかったり、設計図書と工事現場が異なっていたり、設計図書に示された施工条件が実際と一致していなかったりなど、設計図書のまま工事を施工することが困難な状況が発生します。</p> <p>このため、受注者は契約書や共通仕様書に基づいて「設計図書の照査」をしなければなりません。照査の結果生じた計画の見直し、図面の再作成など、発注者が負担しなければならない作業についても、受注者が負担しているのが実態であります。</p> <p>県では、設計不備の再発防止に取り組んでおられますが、設計不備は依然として発生しています。</p> <p>設計業務における成果品質の確保に一層の取り組みを推進していただくとともに、受注者が実施します「設計図書の照査」の範囲を超えている作業については、県において負担していただきますようお願いいたします。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>県では、島根県建設業協会のご協力により、平成24年度から島根県建設業協会、島根県測量設計業協会及び技術管理課の三者による合同検討会を開催し、設計図書等の不適切事案の再発防止に努めているところです。</p> <p>「設計図書の照査」の範囲については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」により定めています。「設計図書の照査」により設計不備等を発見したときは、島根県公共工事契約約款第19条第1項の規定に基づき、その内容を監督職員に通知し確認請求を行ってください。</p>

「設計図書の照査」の範囲を超える事項については、発注者において負担することとしています。

○「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える事項

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
- 現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- 現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- 現地調査の結果、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造物の再計算が必要となるもの。
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書に縦横断図面が示されており、その修正を行う場合。)

ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず、島根県公共工事共通仕様書第3編2-6-15路面切削工、2-6-17オーバーレイ工等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。

※なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成は、受注者の費用負担によるものとする。

## 各地区の課題・要望

邑智地区協会

各地区の課題・要望 7
冬期補正の復活について
提案理由
<p>県におかれましては、おおむね10年位前までは「冬期補正」が計上されておりましたが、現在は、国土交通省所管事業で県内では頓原出張所管内のみの計上と伺っております。</p> <p>邑智郡内にも冬期には積雪が多く、稼働日数の制限もあり、また除雪作業をして作業にとりかかるなど、大変厳しい作業環境の地域もあります。</p> <p>適正な利潤の確保を目的とする「担い手3法」の運用がスタートされたことから「冬期補正」の復活について、ご検討いただきますようお願いいたします。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>国土交通省は、平成27年5月1日に積算基準の改定を行い、頓原町を冬期補正の対象外としました。国土交通省工事においても島根県内では冬期補正を行わないことになりました。県独自で冬期補正を適用することはありません。</p>

各地区の課題・要望

浜田地区協会

各地区の課題・要望 8															
資材単価の適正な設定について															
提案理由															
<p>現在、江津地区の石材単価は、下表のように設計単価の1.25倍以上となっております。高騰の大きな要因は、数年前、江津で唯一の採石業者が廃業したため、30km以上離れた浜田市の採石業者から購入せざるを得なくなったためです。</p> <p>(下表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>従来単価</th> <th>取引価格</th> <th>8月1日単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割栗石(5～15cm)</td> <td>3600円</td> <td>4500円～6500円</td> <td>4000円</td> </tr> <tr> <td>鉄線籠枠用割詰石(15cm)</td> <td>4000円</td> <td>7000円</td> <td>4400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)西部地区:4500円 中部地区:6000円 東部地区(江の川以東):6500円</p> <p>先般、浜田県土整備事務所に要望したところ、江津の単価について、現在は「浜田1」を採用しているが、新たに「浜田1の江津版」を設けることとし、資材調査を行ったこととあり、このたび、8月1日の単価改定が公表されました。調査の結果は、上記のとおり両資材とも400円の上昇に過ぎず、我々が実際に購入している価格とは依然として大きなかい離が生じています。</p> <p>改正品確法においては、「適正な予定価格の設定」を大きな柱としており、具体的には、「経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う」こととされ、更に、「積算に用いる価格が実際の取引価格とかい離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映」しなければならないとされております。</p> <p>このような単価が、市場価格を的確に反映しているとは到底思われませんので、次の事項について、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>①供給側(採石業者)の調査だけでなく、購入側(建設業者)の調査を行い、より実勢に近い単価としていただきたい。</p> <p>②それが無理なら、土場渡しの単価とし、それに運搬費を加算した単価としていただきたい。</p>				種 別	従来単価	取引価格	8月1日単価	割栗石(5～15cm)	3600円	4500円～6500円	4000円	鉄線籠枠用割詰石(15cm)	4000円	7000円	4400円
種 別	従来単価	取引価格	8月1日単価												
割栗石(5～15cm)	3600円	4500円～6500円	4000円												
鉄線籠枠用割詰石(15cm)	4000円	7000円	4400円												

**【回答】**

- ① 割栗石及び鉄線籠枠用割詰石の単価調査は、他の資材と同様、調査会社に委託して供給側の砕石業者を対象に調査を行いますが、必要に応じて工事施工業者(購入者)への調査もおこなうこととしています。この調査をもとに取引価格の最頻値を設計単価としています。
- ② 骨材、石材類の設計単価については、現在、同一ブロック内では現場着単価として同一単価として設定していますが、この設定方法の見直しを検討していきます。

## 各地区の課題・要望

益田地区協会

各地区の課題・要望 9
災害復旧工事における設計について
提案理由
<p>災害復旧工事において、早期な復旧が必要であると理解はしているが、受注をしても追加工事の設計や設計内容の変更が生じ、なかなか変更指示がもらえず、本工事が着手ができない場合が多いため、迅速な修正設計等の対応をお願いしたい。</p> <p>また、発注時の計画から大幅に変更が発生することもあるため、発注前にきちんと精査したうえで発注を実施して頂きたい。</p> <p>また、現地実測による計画がなされていない設計図書が多くみられます。この事により現地と設計との相違が生じ、工事に影響が生じる事があるので、設計段階において実測による測量を確実に行っていただき、正しい成果品として設計図書をいただきたいと思えます。</p> <p><b>【回答】</b> ご指摘の事項については、監督職員に指導を徹底し、適正な工事発注に努めます。</p>

各地区の課題・要望 10

ワンデーレスポンスの徹底について

提案理由

ワンデーレスポンスについては、受注者からの協議はその日のうちに(24時間以内)に回答する運用として平成22年から開始されました。

工事現場を遂行するにあたって、発注者との協議を必要とする事案が発生し監督員の指導を仰ぎますが結論が出ず、その回答が遅く現場がストップし滞ることがあります。

ワンデーレスポンス制度の運用を今一度徹底して頂きますようお願いいたします。

【回答】

ワンデーレスポンスをはじめ、職員の指導を行っていきます。

現場での早期の問題解決のためにも、受注者(地区協会)と管轄出先事務所との意見交換も積極的にお願いたします。

(参考)

○ワンデーレスポンス制度とは、

- ・工事現場において発生する諸問題に迅速に対応するために、受注者からの質問、協議への回答は、原則、「その日のうち」の対応。
- ・即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答を「その日のうち」に対応。